

松阪市農地利用最適化推進委員募集要項

1.目的

農業委員会等に関する法律に基づき、松阪市農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集する。

2.業務内容

- ・遊休農地の発生防止・解消に向けた農地の調査やパトロール、農地所有者への働きかけ
- ・担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
- ・農地の権利移動等の申請に対する現地確認や調査活動など

3.任期

委嘱の日から令和11年7月19日まで

4.身分及び報酬

- ・松阪市の特別職の非常勤職員
秘密保持義務があり、職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。
- ・松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬等を支給(年額252,000円)

5.募集人数

1人(農業委員会が定める区域より1人)

6.推薦又は応募する区域

農業委員会が定める区域

嬉野管内	中郷・嬉野宇気郷
------	----------

7. 推薦を受ける方又は応募できる方の資格

- ・農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方で、法令等により農地利用最適化推進委員との兼職を禁止されていない方。
 - ・原則として松阪市内に住所を有し、現に居住している方。
- ※次に該当する者については、応募資格がありません。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

- ・松阪市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方

8.推薦及び応募に係る手続等

規定の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

①農業者および農業者が組織する団体等から推薦する場合(第1号様式)

②個人による応募(自薦)の場合(第2号様式) 自ら記入してください。

様式及び募集要項については、松阪市農業委員会、松阪市役所農水振興課、北部農林水産事務所、林業・西部農水振興課の窓口にも備えるほか、松阪市ホームページからダウンロードできます。

9.募集の期間

令和 8 年5月 26 日(火)午前 9 時 00 分～令和 8 年 6 月 19 日(金)午後 4 時 30 分まで
松阪市農業委員会に持参又は郵送により提出してください。

※持参される場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 28 年法律第 178 号)に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合、**6 月 19 日必着**です(消印有効ではありません)。また、封筒の表面に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

※期間終了後、募集人数に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合は、松阪市のホームページでお知らせします。

10.情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間と期間の終了後に松阪市のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

11.選考方法、結果及び委嘱

募集人数を超えた場合その他必要と認める場合には、松阪市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において候補者の面接を行い、候補者を選定し、農業委員会より委嘱します。なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては一切受け付けできません。

12.記入上の注意

推薦書及び応募申込書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

・「経歴(最終学歴・職歴)」、「農業経営の状況」、「推薦(応募)理由」は詳しく記入してください。

枠内に記入できない場合は、別紙(任意様式)に記入して提出してください。

・「経歴(最終学歴・職歴)」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。

13.その他

- ・推薦・応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。また、提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関で調査します。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

問合わせ・提出先

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番 1

松阪市農業委員会(市役所4階)

電話番号 0598-53-4136